

# 災害からの安全な京都づくり条例（仮称）の骨子（案）について

## 1 総 則

### 目 的

この条例は、災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、防災に関し、基本理念を定め、府の責務並びに府民、自主防災組織等及び事業者（以下「府民等」という。）の役割を明らかにするとともに、これらの者が取り組むべき基本的な事項を定めることにより、府民が安全に暮らすことができる京都府の実現に寄与することを目的とする

### 定 義

#### ○ 災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害

### 基本理念

- (1) 府民の生命を守ることを最も優先しつつ、被害を最小化すること
- (2) 府が積極的に災害危険情報を提供した上で、府、市町村及び府民等が災害危険情報を共有すること
- (3) 府は、国、市町村及び府民等と連携、協力して災害に強いまちづくりを進めること
- (4) 府民が自ら安全な行動ができるよう、地域の防災活動を促進し、地域の防災力を向上させること
- (5) 被災者の基本的人権を尊重し、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮すること

### 府の責務、府民等の役割

#### (1) 府の責務

府は、市町村、府民等の対策に助言、支援、調整し、広域的な施策を実施するものとする

#### (2) 市町村との連携

府は、市町村と連携、協力して、地域の実情に応じた防災対策を進めるものとする

#### (3) 府民の役割

府民は、自己の安全を確保するため防災活動を実施し、地域における防災活動や府、市町村等が連携して推進する防災対策に協力するものとする

#### (4) 自主防災組織等の役割

自主防災組織及び自主的に地域防災活動に取り組む自治会等の団体は、消防団等と連携して、地域住民の安全を確保するため地域における防災活動を主体的に実施し、府、市町村等が連携して推進する防災対策に協力するものとする

#### (5) 事業者の役割

事業者は、従業員、来所者、地域住民の安全を確保するため防災活動を実施し、地域における防災活動や府、市町村等が連携して推進する防災対策に協力するものとする

## 2 災害危険情報等の提供等

### (1) 府による災害危険情報等の整備、提供

- 府は、水防法指定河川以外の府管理河川の浸水想定区域図を作成、公表するものとする
- 府は、
  - ・法で公表が義務付けられた災害危険情報、その他必要な災害危険情報のほか、参考となる情報についても市町村と連携して府民等に提供するものとする（下表参照）
  - ・インターネット等を通じて容易に閲覧できる方法により行うものとする

法で公表が義務付けられた災害危険情報	土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法） 津波災害警戒区域等（津波防災地域づくり法） 造成宅地防災区域（宅地造成等規制法）	宅建業法上の重要事項
その他の災害危険情報	土砂災害基礎調査結果（土砂災害防止法） 津波浸水想定区域（津波防災地域づくり法） 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域（水防法）	条例で宅建業者に積極的に提供する事項
参考情報	水防法指定河川以外の府管理河川の浸水想定区域図 ため池決壊による浸水想定区域、震度分布、液状化危険度予測、雨水出水実績の区域、高潮実績の区域 など	
	指定緊急避難場所、指定避難所、河川水位・雨量、病院、AED など	

## (2) 府民等による災害危険情報等の把握

- 府民、自主防災組織は、
  - ・あらかじめ災害危険情報等を把握し、防災マップ等を活用して、指定緊急避難場所、避難路、避難方法の確認等、安全を確保するよう努める
  - ・必要に応じて地域住民等に周知するよう努める
- 事業者は、
  - ・あらかじめ災害危険情報等を把握し、従業員、来所者の安全確保のため、避難誘導や救出、救護等に関する計画を策定するよう努める
  - ・従業員、来所者等に周知し、安全を確保する行動を促進するよう努める

## (3) 宅地建物取引業者に係る災害危険情報の提供、把握

### ① 府による災害危険情報の提供

- 府は、府民の安心安全における宅地建物取引の重要性に鑑み、宅地建物取引業者に対し、災害危険情報（上表の太枠囲み部分）を提供するものとする
- 情報提供は告示その他の方法により行うものとする

### ② 宅地建物取引業者による災害危険情報の把握

- 宅地建物取引業者は、府が提供する災害危険情報（上表の太枠囲み部分）を把握しなければならない

## (4) 災害時の情報提供体制の整備、情報の把握

### ① 府による災害時の情報提供体制の整備

- 府は、府民の避難が円滑に行われるよう、災害に関する情報を迅速かつ適切に収集し、市町村・府民等に伝達する体制を整備するものとする

### ② 府民等による災害時の情報の把握

- 府民等は、災害時に情報を収集して直ちに自主的に行動できるようあらかじめ準備するよう努める

## 3 災害に強いまちづくり

### (1) 総合的な治水対策

#### ① 総 則

- 府は、国、市町村、府民等と連携し、降雨による浸水の発生を抑制し、又は浸水被害を軽減するため、河川下水道対策、雨水貯留浸透対策及び減災対策を組み合わせた総合的な治水対策を実施するものとする

#### ② 河川下水道対策

- 府管理河川の整備、維持
  - ・府は、府管理河川の流域の治水安全度の向上を図るため、堤防の整備、河道の拡幅、

遊水地、ダム等の対策を効果的に組み合わせ、計画的に実施するとともに、河川管理施設等を適切に維持、管理するものとする

○ **府管理下水道の整備、維持**

- ・府は、流域下水道（雨水）を適切に整備、維持管理するものとする

○ **河川管理者等との連携**

- ・府は、河川管理者、下水道管理者に、河川、下水道の整備に当たって、河川整備状況等の考慮、環境への配慮、雨水の排水・貯留設備の組合せ等に留意するよう要請するものとする

**③ 雨水貯留浸透対策**

○ **開発行為等に伴う調整池の設置、管理**

- ・開発行為等をしようとする者は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池を設置、管理するよう努める
- ・このうち、府管理河川の流域において、大規模（1ha以上）な開発行為等をしようとする者は、あらかじめ知事と協議の上、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある場合、流出雨水量を安全に流下させ、治水安全度の低下と災害誘発の危険性を防止するため、調整池の設置等必要な対策を実施しなければならない
- ・大規模な開発行為に伴い設置された調整池の所有者又は管理者は、設置した調整池等（河川管理施設等公共施設とするものを除く）を適正に維持、管理しなければならない

○ **土地等の雨水貯留浸透機能の確保**

- ・土地又は建築物等の所有者又は管理者は、雨水貯留浸透機能を具備、維持するよう努める
- ・農地、ため池の所有者又は管理者は、農地、ため池が有する雨水貯留浸透機能を維持、保全するよう努める
- ・府は、総合治水対策の観点から農地の整備、保全が進むよう、農地に係る地域の共同活動を支援するものとする

○ **貯水施設による雨水貯留容量の確保**

- ・利水ダムその他の雨水を貯留する目的で設置された貯水施設の管理者は、大雨の前にその貯水量を減じる等の適切な措置により、雨水貯留容量を確保するよう努める

○ **森林の整備、保全**

- ・府は、総合治水対策の観点から森林の整備、保全が進むよう、森林に係る総合的、計画的な施策を策定、実施するものとする

○ **土地の遊水機能の維持**

- ・土地の所有者は、現に有する河川の流水及び雨水を一時的に貯留する土地の遊水機能を維持するよう努める

**④ 減災対策**

○ **公共建築物等の耐水機能の確保**

- ・公共建築物等の所有者又は管理者は、災害危険情報により浸水が見込まれるときは、床を高くし、建築物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等浸水による被害を軽減する耐水機能を建築物等に具備するよう努める

○ **排水機等の適切な操作**

- ・排水機場、ポンプ場の管理者は、河川増水時における操作方法を定めた操作規則に従い、排水機等を適切に操作するよう努める

○ **ため池の決壊の防止等**

- ・ため池の所有者又は管理者は、ため池から越水等のおそれがある場合は、あらかじめ貯水位を下げる措置を講じるよう努める
- ・ため池の所有者等は、日常的に点検を実施し、必要に応じて改修に向け、市町村等関係機関と連携を図るよう努める
- ・府は、ため池の所有者等に対し日常的に点検するよう啓発するとともに、緊急性の高い箇所改修を支援するものとする。

## **(2) 地震、津波等の防災対策**

### **① 総 則**

- 府は、国、市町村、府民等と連携し、南海トラフ地震や直下型地震等に備え、地震、津波等災害を防止し、又は被害を最小化するため、地震、津波等の防災対策を実施するものとする

### **② 公共土木施設の安全性の確保**

- 府は、地震、津波等の災害を防止、軽減するため、道路、港湾、漁港、海岸、河川、砂防施設、公園、下水道等の公共土木施設について、計画的に整備、点検、適切に維持管理するものとする

### **③ 建築物等の安全性の確保**

#### **ア 建築物の安全性の確保**

- 建築物の所有者又は管理者は、耐震診断、耐震改修、撤去、耐火性能の向上等の措置を講じるよう努める
- 建築物の所有者又は管理者は、火災発生防止、初期消火のために必要な用具の設置、適正な管理をするよう努める
- 府は、耐震診断、耐震改修、火災発生・延焼の防止について啓発するとともに、これらを促進するものとする

#### **イ 屋内における家具等の安全性の確保**

- 建築物の所有者又は管理者は、家具の転倒、窓ガラスの飛散等を防止するよう努める
- 府は、家具の転倒防止対策等について状況を把握し、啓発するものとする

#### **ウ 工作物等の安全性の確保**

- 屋外に設置する落下危険物、ブロック塀等、自動販売機の設置者は、人の生命等又は車両通行の安全確保のため、定期的に点検を行うとともに、必要に応じて地震に対する安全性を確保するよう努める

### **④ 公共建築物の安全性の確保**

- 府は、府が管理する指定緊急避難場所等の施設や多数の者が利用する建築物について、耐震性の向上、耐火性能の向上等のほか、非常用電源（再生可能エネルギーを含む）設備を確保するものとする
- 府は、指定緊急避難場所等として用いる施設や多数の者が利用する建築物の管理者に同様の措置を要請するものとする

### **⑤ 指定等文化財建造物の安全性の確保等**

- 指定等文化財建造物の所有者又は管理者は、当該建造物の倒壊等により人の生命等を害し、又は車両通行の妨害となるおそれがある場合、文化財保護法等の規定に反しない限りにおいて改修等を実施するよう努める
- 府は、市町村等と連携して、指定等文化財の所有者等が地域住民と協働して行う防火訓練等の防災の取組を支援するものとする

## **(3) 特定地域防災協議会**

- 府は、大規模な災害が想定される地域について地域防災計画を効率的に推進するため、関係機関（国、市町村等）と共同して、市町村の求めにより、必要に応じて「特定地域防災協議会」を設置するものとする
- 特定地域防災協議会は、計画的な事業推進を図るため、災害種別ごとの事業計画を作成するものとする
- 事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする
  - ・ 防災の基本的な目標に関する事項
  - ・ 防災対策の推進に関する基本的な方針
  - ・ 防災対策の推進に係る関係機関の役割分担に関する事項

- ・防災に関する基盤整備及び施設整備に関する事項
- ・その他防災対策を推進するに当たって必要な事項
- 府は、事業計画で防災対策を実施することとなった市町村を支援するため、国と連携して、情報提供、助言等をするものとする

#### **(4) 指定施設の指定等**

- **指定施設の指定**
  - ・府は、事業計画を踏まえ、総合的な治水対策又は地震・津波等の防災対策に掲げる措置その他府が必要と認める措置を講じるものとされた施設について指定施設として指定できる
  - ・府は、指定施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るものとする
  - ・指定は告示によるものとし、必要な措置を明らかにするものとする
  - ・府は、指定した施設について、認証制度の実施その他必要な施策を実施するものとする
- **指定排水機等の排水計画の策定**
  - ・指定排水機等の管理者は、排水機等の操作を定めた排水計画を策定しなければならない
  - ・指定排水機等の管理者は、排水計画の策定に当たりあらかじめ府と協議しなければならない
- **指定施設の所有者等の義務**
  - ・指定施設の所有者等は、指定施設について告示により明らかにされた必要な措置を講じなければならない
  - ・指定施設の所有者等は、必要な措置を講じようとする場合、あらかじめ府と協議しなければならない
- **指定施設の所有者等の届出**
  - ・指定施設の所有者等は、指定施設の災害に対する安全性の喪失、用途の廃止があったとき、又は所有者を変更したときは、遅滞なく、府に届け出なければならない
- **指定の解除**
  - ・府は、指定施設の工事の中止、用途の廃止等必要な措置を講じることができない正当な理由があるときは、指定を解除できる
  - ・指定の解除は告示によるものとする

### **4 災害に強い人づくり**

#### **(1) 自主防災組織等の活動促進**

- 自主防災組織及び自主的に地域防災活動に取り組む自治会等の団体は、市町村及び消防団等と連携して、危険箇所の把握、有用情報の調査を行い、地域の防災マップ、地区防災計画の素案の作成や防災訓練等に取り組むよう努める
- 府は、市町村と連携して、自主防災組織及び自主的に地域防災活動に取り組む自治会等の団体の取組を支援するものとする

#### **(2) 自主防災組織等への参加促進等**

- 府民は、自主防災組織、消防団等への結成・参加により、地域防災活動に協力するよう努める
- 府は、市町村による自主防災組織の結成・活動、消防団等の充実・機能強化に協力、支援するものとする

#### **(3) 教育、訓練等の実施**

- 府民は、防災に関する学習を行うとともに、府や市町村等が実施する教育・訓練に参加するよう努める
- 府は、市町村等と連携して、防災学習の支援を行うとともに、教育・訓練を実施するものとする
- 学校、保育所の設置者又は管理者は、発達の段階に応じて児童生徒等に対する防災教育を実施するとともに、防災学習の支援、訓練を行うよう努める

#### (4) 人材の育成

- 府は、市町村等と連携して、自主防災組織で中心的な役割を担う防災リーダーや、ボランティア受入れに関し専門知識、経験を有するコーディネーターを育成するものとする
- 防災リーダーは、防災知識の普及啓発や関係機関との連携により地域防災力を向上させ、災害時に率先して防災活動を実施するよう努める

### 5 災害時の体制づくり

#### (1) 備蓄の推進、物資の輸送

- 府民は、少なくとも3日分（孤立のおそれのある地域等では7日分以上が望ましい）の食料、飲料水、医薬品等の生活物資を備蓄、情報を収集できる機器を確保、避難時に必要な物資を持ち出せるよう準備するよう努める
- 自主防災組織、事業者は、救出・救護、従業員・来所者の一斉帰宅抑制等の災害対応に必要な物資、資機材を備蓄、整備、点検するよう努める
- 府は、
  - ・府民等の備蓄を補完するため、食料、飲料水等の生命、健康の維持に必要な物資を確保、避難所等に輸送する体制を整備するものとする
  - ・市町村等と連携し、救援物資を受け入れ、避難所等に輸送する体制を整備するものとする

#### (2) 避難行動要支援者への支援等

- 府は、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援体制の整備等について必要な支援をするものとする
- 自主防災組織及び自主的に地域防災活動に取り組む自治会等の団体、消防団、警察、民生児童委員、社会福祉協議会等は、要支援者に関する情報を把握し、支援体制を整備するよう努める
- 避難行動要支援者は、市町村に対し、名簿作成に必要な事項を提供し、支援者への名簿提供について同意するよう努める

#### (3) 観光旅行者保護、帰宅困難者対策の実施

- 府は、市町村等と連携して、一斉帰宅抑制に関する周知をするとともに、市町村が行う観光旅行者、帰宅困難者の一次滞在施設の確保等を支援するものとする
- 帰宅困難が予想される者は、徒歩による帰宅経路や家族等との連絡方法の確認等の準備をするよう努める
- 事業者は、従業員、来所者の一斉帰宅を抑制するとともに、周辺地域の観光旅行者、帰宅困難者に情報、連絡手段、一時滞在施設としての場所の提供等の支援を実施するよう努める

#### (4) 事業継続計画等

- 事業者は、BCPを作成、改善し、的確に実施する体制を整備するよう努める
- 府は、BCPを作成し防災活動を行う事業者を支援するものとする
- 府は、大規模災害発生時に京都の活力を維持、向上させるため、関係者と連携して復旧、復興を図る体制を構築（京都BCPの推進）するものとする

### 6 雑則

#### (1) 財政上の措置

- 府は、防災に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする

#### (2) 規則への委任

- この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める